

## 2018年6月通常会議 議案に対する討論

2018年6月29日

杉浦 智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま提案されております、

[議案第 81 号](#) 平成 30 年度大津市一般会計補正予算（第 2 号）

[議案第 82 号](#) 平成 30 年度大津市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

[議案第 84 号](#) 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第 85 号](#) 大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

[議案第 88 号](#) 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

に対する反対討論、

及び、

[議案第 86 号](#) 大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

に対する賛成討論を行います。

まず議案第 81 号についてであります。議案第 82 号、議案第 84 号が関連しますので一括して討論します。

待機児童解消に向けた対応策として幾つかの事業を拡大したり、切実な児童クラブの狭隘化対策に着手するなど現状打開には不十分とはいえ一定の前進は評価するものです。

一方、本補正予算には、職員の時間外勤務管理の適正化を図るためとしてシステムソフトの初期投資に 1,500 万円を計上しています。

これは執務時間外に稼働する予定のないパソコンの電源を、予め設定した時間に切断するもので、時間外勤務の事前申請を徹底し、サービス残業を削減すると説明しています。サービス残業をなくし、時間外勤務を削減していくこと自体は大切なことです。しかし今やろうとしていることは、削減に取り組んでいるという見せかけの対応に過ぎません。時間外勤務の根本的な解消に必要なのは、事務量に応じた適切な人員の配置であり、今の大津市では増員する他ありません。

そもそも公務というのは、数字の調整では解決しないことや説明のつかない業務がたくさんあります。ましてや効率的、合理的な仕事の仕方が当てはまることばかりではありません。むしろ効率や合理性ばかりを追い求めるばかりに、丁寧な説明や意見聴取をせずに事業を進めて、結果として市民から批判の声が上がったり、スケジュール通りにいなくなったりということが、近年相次いでいるではありませんか。例えば、老人保健施設ケアセンターおおつや卸売市場の民営化、今般の市民センター機能の問題然りです。

自治体の役割は市民の権利を保障するために、住民が少しでも暮らしやすく、安心できるようにと市民福祉の向上へ、市民の声を聞き、要望や願い実現のために知恵と工夫を結集し、さまざまな施策を検討して実践します。多様化した社会で、多くの住民の理解を得ることは容易いことではありません。だからこそ日々職員のみなさんが市民と向き合って努力をされているのですから、時間もかかるのです。そうした積み重ねが市民との信頼をつくり、協力や支援が得られ、引いては三者協働のまちづくりに役立つのです。

中身の評価もなく、単なる数字だけで判断するやり方は、職員のモチベーションを低下させるだけではなく、仕事の質まで低下させるのではないかとさらに管理職には業務が増えるだけで、本来業務が疎かになり負担感だけが残るのではないかと、引いては市民サービスの後退を招くのではないかと

と危惧します。必要な人員体制を確立して、適切な仕事量で職員それぞれの能力が発揮できるように働きやすい職場にしていくことこそが時間外勤務の削減につながると思うもので、システムの運用方法も不明瞭であり、システム導入は止めるべきです。

また議案第 82 号、議案第 84 号に関わって、卸売市場開設者選定委員会を設置し、開催するための経費を計上していますが、民営化に向けての市場関係者との協議が不十分なまま、市の方針への理解や納得が得られていません。にもかかわらず、強引に民設民営へ民間事業者に委ねようとしているとしか思えません。しかも条例に位置付けられた運営協議会は 2 年以上開かれておらず、委員の任期も切れたまま放置されてきたことは、開設者としての市の責任が問われる重大な問題です。

在り方については別の委員会を設置して議論し結論を得たと説明されますが、市場の運営について議論する場所として運営協議会を設置しているのですから、結論が出た時点で速やかに運営協議会に報告し、委員の理解を得る必要があったのではありませんか。あまりに市場に直接関わっている市場関係者をないがしろにしたやり方であり、許されません。今になって運営協議会と選定委員会の両輪で協議するというのは、無理があり、真摯な話し合いにできるのか甚だ疑問です。

市民の目に直接見えにくいのですが、市場は市民の食生活の安定化のために役割を果たしており、現在も取扱高は 100 億円余り、市場関係で 700 名以上の雇用を守っています。そうした市場の将来を見通して、まずは振り出しに戻り、市当局が市場関係者と向き合い、今後の市場の方向性について話し合い、合意形成を図りながら決めていくべきであり、今回の選定委員会の設置については、取り下げるべきと考えるものです。

また議案第 84 号にも関わって、都市公園等施設整備・運営事業審査委員会の設置についてです。

今般、都市公園法改正による公園整備の新しい制度が創設され、先の議会において条例改正が行われ、今回この制度を活用して本市大津駅前公園、中央大通り、湖岸なぎさ公園の施設整備・運営事業の事業者選定の審査委員会を設置し、その開催経費を計上するものです。

法改正そのものは規制緩和であり民間活用の推進自体には反対するものですが、大津市において、特になぎさ公園を中心にした湖岸エリアに、公園利用者や来訪者が気軽に立ち寄ることができる飲食や売店の設置が望まれており、わが会派も市民の要望に応えるよう求めてきました。そのため条例改正には、利用者や地域住民の声を聴き、何よりも公共の場であることから企業の儲けの道具にならないよう市が責任を持つよう求め、賛成したものです。

民間のノウハウを活用すること全てを否定するものではありませんが、市が管理者としての責任の下、民間事業者には市の方針や考え方を明確に伝え、理解してもらうことが重要です。その際に市民や利用者の意見や要望をいかに反映するのかをしっかりと協議する必要があります。行政、事業者、市民の三者協働において、行政のイニシアティブが問われるのです。

今、各地で都市公園整備をめぐり、景観や緑の確保などの大きな論争を呼んでいる事例がいくつも出ています。例えば奈良市の奈良公園や名古屋市古沢公園、東京都の上野公園などです。

法律の強制力はなくても、市民が都市公園の在り方についての政策決定に参画する市独自としてのしくみをつくることのできるのですからそうすべきです。そして一部の営利企業の仕事づくりに終わるようなことがないように市としての姿勢を明らかにすることが大切であります。

住民や公園利用者の意見を聴く場も持たない、意見を反映するしくみをつくらないで、学識経験者などで構成する審査委員会で事業者を決めてしまうというやり方は、市民や利用者を見做し、市民の財産である都市公園を事業者の儲けに売り渡すようなものと、言わざるを得ません。

以上の点を指摘して、議案第 81 号、議案第 82 号、議案第 84 号に反対します。

次に議案第 85 号についてです。

本議案は、2018 年度の地方税法改正に伴うもので、1 つは生産性向上特別措置法の制定を前提として、同法の規定により市町村が策定する導入促進基本計画に基づく認定を受けた中小事業者等が 2021 年 3 月 31 日までに取得した機械・設備について、固定資産税の課税標準額を 3 年間に限って減免しようとするものです。

中小企業の設備投資にかかる固定資産税の減免は、既に 2016 年から時限立法で措置が行われていますが、こちらは来年 3 月 31 日を以て廃止されます。アベノミクスの恩恵を被るどころか非常に厳しい経営を強いられている中小事業者に対して十分な支援を行うことは、疲弊した地域経済を立て直す上でも当然必要なことだと認識しています。

制度変更で対象が狭められたり、要件が厳しくなるということはないとの説明です。ところが政府は本制度の前提となっている生産性向上特別措置法において、AI や IOT などの新たな情報技術を活用して、急激に生産性を向上させなければ国際競争力を失うとして、生産性の高い設備投資を促したり、企業提案による新たな規制の特例を設けるなど、「地域経済の牽引」を謳い文句に一部企業のみ支援を特化する経済政策と一体に進めようとしています。市においては、地域経済を支える中小事業者の方々が広く有効に制度を活用できるよう支援すべきであることを指摘しておきたいと思います。

またたばこ税について、2018 年 10 月 1 日から 2020 年、2021 年と 3 段階で税率を引き上げるものです。国民の健康の観点からたばこ税の在り方について検討する必要を感じていますが、酒税などと同様安易な財源確保の方法であり、住民にとっては負担増となることから本議案に反対するものです。

次に議案第 88 号についてです。

伊香立公園を指定管理に加えることで有料公園施設の 14 都市公園が全て指定管理施設となり、指定管理の都市公園は、221 公園となります。

指定管理者制度が導入されて以来、委託料が引き下げられてきており、現場の職員数の削減や正規職員から非正規職員への置き換えが進み、適正な公園管理や市民サービスの確保が図れているのが懸念されています。また決算委員会でも管理運営のモニタリングの不十分さについての指摘が繰り返されているところです。

指定管理者制度の下では、行き過ぎた競争が低価格競争を引き起こし、そこで働く労働者の労働条件の悪化、引いては市民サービスの低下も危惧されます。このような悪循環を断ち切るために、都市公園の管理は直営で行うべきです。管理運営の実態を市が直接確認し、必要な対応を迅速に行うことで市民サービスも向上します。また、市内の公園では市民団体による清掃活動も行われており、市民と行政が力を合わせる協働の取り組みを実践する場でもあります。市民の理解を得ながら進めていくことも大いに検討すべきであることを指摘し、本議案に反対するものです。

次に議案第 86 号についてです。

本条例改正は、放課後児童クラブの「職員」について、厚生労働省令で基準の一部が改正されたことに伴い提案されたものです。

そもそもよりよい保育を行う上で「支援員」の専門性は欠かせないとして、「職員」の身分や資格要件については「従うべき基準」としたもので、今般は少なくとも厚生労働省令が示す基準に改正し

ようとするものであります。

しかし政府は、この「従うべき基準」を廃止、または「参酌すべき基準」にしようとしています。全国的にも働き続ける保護者が増加し、入所児童数が急増しており、「支援員」や「補助員」の確保が差し迫った課題となっていることが背景となって、厚生労働省は基準の緩和で職員の確保を促していますが、これは問題です。

本来、職員確保のためには、その基準を規制緩和するのではなく、職員の処遇改善を図ることが重要です。本市においても入所希望の増加に対応するため、民間児童クラブが増加していますが、公民いずれにおいても保育の質を高めていくため、「支援員」「補助員」の専門性を担保できるよう、給与や職場環境等の処遇改善を図ることを求めて、本議案に賛成するものです。